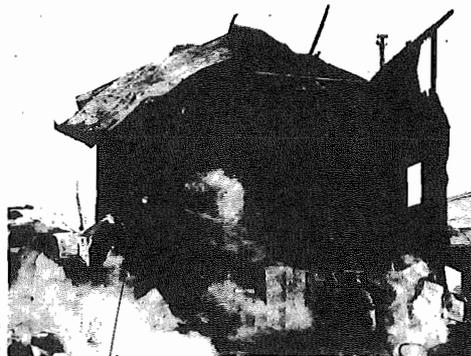


火災の発生九十件

救急車の出動は一千三十回

— 昭和48年 —
1月から12月まで



昨年は火災で約1,000万円が灰になってしまいました

昭和四十八年中に市内で発生した火災と救急状況は次のとおりです。

火災件数は九十件であり、これは消防署発足以来の新記録であって、誠に不名誉なことです。

この原因は、三月、十一月、十二月の異常乾燥時に火災が多発したものです。

火災の種類による焼失面積は、建物二百二十二平方メートル、林野五千六百五十九平方メートル、その他火災七万六千五百九十九平方メートルとなっており、損害見積額は一千二百六十四万一千八百七十四円四百円に平均二万七千四百円が灰に

なっています。原因別にみますと、たき火の不始末が二十四件と一番多く、雑草などを焼却中、拡大してしまつたもの十件、子どもの火遊び八件、タバコの投捨て六件などの順になっています。

現在も異常乾燥が続く、火災が発生しやすい状態です。火の元には十分気を付けてください。

また、車の予備燃料としてガソリンを持ち運ぶこと

も、現在も異常乾燥が続く、火災が発生しやすい状態です。火の元には十分気を付けてください。

また、車の予備燃料としてガソリンを持ち運ぶこと

も、現在も異常乾燥が続く、火災が発生しやすい状態です。火の元には十分気を付けてください。

また、車の予備燃料としてガソリンを持ち運ぶこと

も、現在も異常乾燥が続く、火災が発生しやすい状態です。火の元には十分気を付けてください。

また、車の予備燃料としてガソリンを持ち運ぶこと

また、車の予備燃料としてガソリンを持ち運ぶこと

春の火災予防運動 2月28日～3月13日

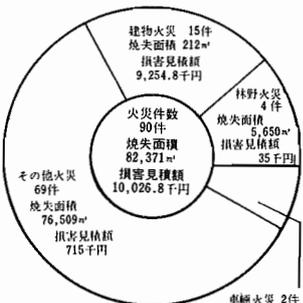


春の火災予防運動が二月二十八日から三月十三日まで二週間に、全国一斉に行なわれます。

▼運動の目的
火災が発生しやすく、季節風などのため大火になりやすい時期を迎えるので、市民のみなさんには、火災予防思想を高めていただき、火災防止と火災による死傷者の発生を未然に防ぐことが目的です。

▼重点目標
①わが家の避難点検
(家族で話し合い、避難方法を決定します。
イ)老人・子ども・病弱者などの就寝場所を再点検します。
②タバコの投捨て・殺タバコは絶対やめましょう。
③外出や寝る前には火の元を点検しましょう。
④百貨店・病院・旅館・ホテル

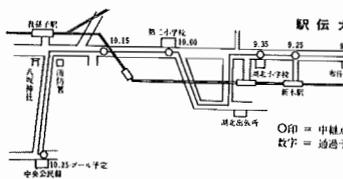
火災件数・焼失面積・損害見積額



火災予防 駅伝大会

消防署・消防団は日頃の訓練等で鍛えた体力を發揮し、市民のみなさんの防火意識の向上と普及を目的に次のとおり駅伝大会を行います。

三月三日午前九時出発
スタート 布佐支所前
ゴール 中央公民館



火災の発生原因

原因	件数
たき火の不始末	24
雑草等焼却中拡大	10
子供の火遊び	8
タバコの投捨て	6
風呂釜の取扱不注意	5
マッチの投捨て	3
たき火中飛火	3
ガスレンジの取扱不注意	2
エアコンのヒーター加熱	1
その他	28
計	90

すぐできるものは直ちに処理します

市民サービス課 82-4649

我孫子駅前 都市改造

二十年来の懸案だった我孫子駅前(南口)都市改造事業は、県知事の認可をえ、いよいよ実施段階に入った。

三年前の常都市問題は、ヨーロッパなど先進国の政策の中心課題となりつつあるが、いろいろ矛盾にみちた都市問題を解決するたためには、その断面だけをとらえて対策をたて、それをつなぎ合せていく方法では全く困難です。解決の最も有効な手段は、やはり都市改造し、駅前地区については、この機会を失つては後の代まで悔いを残すことになると考えます。若い世代に夢と希望を与える都市づくり、やがて迎えようとする二十一世紀を展望した政策を打ちだす。これが政治家の使命と自負しながら、我孫子市独自の方式による都市改造を一日も早く完成させたいと願っています。

市長 わたなべ ぶじ

住民税等の申告相談

二十二日から各地区別に開催

今年もまた住民税、所得税、事業税等の申告時期に近づきました。

例年行なっております住民税等の申告相談を次の日程で行ないます。二月二十二日から各地区ごとに巡回して行ないます。申告期限が近づきますと市役所の窓口が非常に混雑しますので、ぜひ最寄りの会場を利用のうえ、早目に申告してください。

▼申告期限

二月十六日から三月十五日までですが、期限内に申告しませんが各種の控除が認められない場合があります。また、期限後の申告ですと納税にもいろいろと障害が生じますので必ず期限内に申告してください。

▼申告書提出しなければならない人

昭和四十九年一月一日現在

- 市役所は、次のとおり
- 婦人交通指導員の募集を行ないますので希望者はお申込みください。
- 人員 三名
- 受験資格
- 高校卒業程度
- 高度の学力を有する二十歳までの女性(経験者歓迎)
- 給料 三〇〇〇(その他諸手当)
- 選考方法 面接試験
- 受験手続 見込 証明書、成績証明

我孫子市婦人交通指導員の緊急募集

と米記し、あて先を明記した返信用封筒(必ずず二十円切手を貼布)を同封してください。

③申込み用紙には、卒業(見込)証明書、成績証明

○所得から差し引かれる控除証明書

① 雑損控除

② 警察、消防署の証明書

③ 医療費控除

④ 医師への支払証明書

⑤ 社会保険料控除

○必要経費のわかる書類

① 申込み用紙は、人事課で交付します

② 申込み用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込み用紙請求」添付してください。

住民税申告相談日程表

月日	時間	会場	参集地域
2月22日(金)	午前9:00 午後4:00	布佐支所	布佐台、都
23日(土)		佐支所	布佐下、東
25日(月)		湖北支所	新木、上新木、日秀
26日(火)			中峠上、下
27日(水)			中里、古戸、中峠の一部
28日(木)		柴崎青年館	柴崎、青山、青山台
3月1日(日)		湖北台支所	湖北台
		岡都青年館	岡都、下ヶ戸
2日(出)		久寺家青年館	久寺家、土谷津
		根戸市役所	根戸、新高
4日(月)	午前8:30 午後5:00	我孫子市役所	高野山、我孫子、天王台、下ヶ戸
5日(火)			白山、本町、常盤、若松
6日(水)			並木、栄、寿、緑
7日(木)			
8日(金)			
9日(土)			
11日(月)			上記の期間に申告書を出さない者
12日(火)			
13日(水)			
14日(木)			
15日(金)			

▶ 3月10日以後は非常に混雑しますのでなるべく早目に申告してください。

⑥ 小規模企業共済等掛金控除

⑦ 植栽等購入した人は、購入証明書(領収書、または耕運機の控除については、軽自動車等の課税台帳を参考にしますので、未届けの方は早急に届け出をしてください。

⑧ 土地改良区に課税台帳を提出しない者

⑧ 小規模企業共済等掛金控除

⑨ 植栽等購入した人は、購入証明書(領収書、または耕運機の控除については、軽自動車等の課税台帳を参考にしますので、未届けの方は早急に届け出をしてください。

⑩ 土地改良区に課税台帳を提出しない者

⑪ 小作料控除

⑫ 農機具の諸控除

⑬ 昨年中にバインゲル、田植機等の購入をした人は、購入証明書(領収書、または耕運機の控除については、軽自動車等の課税台帳を参考にしますので、未届けの方は早急に届け出をしてください。

⑭ 土地改良区に課税台帳を提出しない者

稚魚約三万七千尾

手賀沼に放流



手賀沼に、こいふな、そう魚、れん魚などヒナビチした稚魚約三万七千尾を放流しました。

これは手賀沼漁業協同組合と手賀沼漁業協同組合が、県や市の補助をうけて、つり人や自然を愛されるみなさんに、魚がいつばい住んでいる手賀沼をみてもらおうと、一月二十四・三十日の両日に、手賀沼大津川おとし、手賀大橋、都部新田地先から流しました。

所得税の申告

申告書の様式が変更になり、複写式申告用紙を使用しますので、申告書が同封されている方は、必ずその申告書を使用して下さい。

所得税(住宅取得控除、医療費控除など)の還付を受けるための申告は二月一日ごろまでに申告して下さい。

申告書がおくれますと還付金の支払いが遅れる場合があります。

① 土地や建物を売ったとき

② 譲渡所得の申告は

③ 昭和四十八年中に土地や建物などを売った方は譲渡所得の確定申告書を提出し、納税して下さい。

④ 税法改正により、一般と分離課税用の申告書が二種類となりました。

⑤ 譲渡所得のあった方は、分離課税用の申告書を使用することになりますので、必ず確認してから提出するようにお願いします。

⑥ 贈与税の申告は

⑦ 贈与税は、個人から四十万円をこえる額の財産をもらった人、また、三年以内に同じ人から二十万円をこえる額をもらった人は、二十万円をこえる額を合計して、贈与税額を計算することになっております。これを「累積課税」といいます。

このような人は、贈与税額を合計して、贈与税額を計算することになっております。これを「累積課税」といいます。

このような人は、贈与税額を合計して、贈与税額を計算することになっております。これを「累積課税」といいます。

税に対する無料相談

東京地方税理士会は、きたる2月23日の税理士記念日に際し、次の日程で無料相談を行ないます。

税に関して不明の点がありましたらお気軽に相談して下さい。

●日時 2月25日(月)

午前10時から午後4時

●場所 我孫子市役所ホール

固定資産課税台帳の縦覧延期

毎年3月1日から3月31日までの間、固定資産課税台帳の縦覧を行なっておりましたが、今年は固定資産税に関する改正法案成立が遅れる見通しですので、新法律による課税事務も遅れることとなり、縦覧期間を延期いたします。期間は3月1日号でお知らせします。

2月の納税

固定資産税の第4期分です

今月の出張徴収は、次のとおり行ないますのでご利用下さい。

日時…2月28日(木)

午前9:00～午後4:00

場所…興陽寺・福祉センター

※税は、私たちの生活を明るく豊かにするための源です。

